

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例  
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例 第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市公契約条例検討委員会の項の次に次のように加える。

宝塚市パークマネジメント計画等審議会	宝塚市パークマネジメント計画及び宝塚市街路樹管理計画の策定についての調査、審議に関する事務	8人以内	知識経験者 4人以内 市内の公共的団体の代表者 2人以内 公募による市民 1人 関係行政機関の職員 1人
--------------------	---	------	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市公契約条例 検討委員会	公契約に関する条例についての調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 事業主を代表する者 2人 労働者を代表する者 2人 公募による市民 1人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市公契約条例 検討委員会	公契約に関する条例についての調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 事業主を代表する者 2人 労働者を代表する者 2人 公募による市民 1人
	宝塚市パークマネジメント計画等審議会	宝塚市パークマネジメント計画及び宝塚市街路樹管理計画の策定についての調査、審議に関する事務	8人以内	知識経験者 4人以内 市内の公共的団体の代表者 2人以内 公募による市民 1人 関係行政機関の職員 1人

## 宝塚市パークマネジメント計画等審議会の設置について

### 1 宝塚市パークマネジメント計画等の策定目的

市内の公園・緑地は、整備してから長期間経過した公園等が多く、これまでは地元の公園アドプト団体との協働などにより、維持管理に努めてきた。しかし、公園等を取り巻く社会環境が変化し、公園等に対する市民ニーズも高度化・多様化してきており、単に維持管理するだけではなく、公園を交流の場、にぎわいの場としてとらえ、より積極的に活用していく必要がある。また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行などを踏まえ、本市においても子ども達や子育て世代、高齢者などが安心して利用できる公園等の再整備が求められている。

こうしたことから、子育て世代などのニーズに即した公園等の再整備、幅広い民間活力の導入や民間のアイデアによる公園等のにぎわいづくりや運営、また、市民協働による公園等の積極的な利活用や維持管理などについて必要な体制づくりや仕組みの基本方針を策定し、その基本方針に基づき、市内の公園区(小学校区単位)に広く展開することやシビックグリーン民間活力導入などの市域における重点プロジェクトを進めるための具体的な計画を策定するものである。

また、本計画の策定の中で、都市計画公園・緑地の見直しや街路樹管理計画についても併せて検討、策定を行うものとする。

### 2 計画の位置づけ

#### ◇「宝塚市みどりの基本計画」

令和4年4月に改定した「宝塚市みどりの基本計画」において、「市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理」①都市計画公園・緑地の見直し、②小規模公園の再編・再整備の検討、③公園・緑地の多様な主体による管理運営方針の検討、「街路樹の適正な管理」、「みどりに関わる人を増やす取組」を重点施策として位置づけており、本計画はこれに基づき策定するもの。

### 3 対象施設(令和4年12月末時点)

- ・都市公園等(住区基幹公園 326カ所、都市基幹公園 1ヶ所、緩衝緑地等 7カ所)
- ・子ども遊園 30カ所
- ・市道の街路樹、市民花壇等
- ・民間等の協力や連携が得られる緑やオープンスペース(公開空地、学校等、その他民有地)

#### 4 計画策定スケジュール(案)

○令和5年度

項目	第一四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
委託業者選定(プロポーザル方式)	←→	●契約		
基礎調査(現状整理、ニーズ把握等)		←→	→	
市民意向調査(アンケート等)		←→		
整備、管理運営方針等の検討				←→
公園協力金制度検討		←→	→	→
都市計画公園の見直し検討		←→	→	→
街路樹管理方針検討				←→
審議会開催		●		●

○令和6年度

項目	第一四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
市域型公園サウンディング調査	←→			
市域型公園活用計画案作成		←→		
公園区の地域団体等との意見交換	←→	→		
公園区計画案作成		←→		
市域型・公園区モデル地区の選定			●	
公園区モデル地区事業計画案作成			←→	→
公園協力金制度検討	←→			→
都市計画公園見直しガイドライン作成	←→		→	都計審
※街路樹評価及び管理方針案作成	←→			→
審議会開催			●	
市民ワークショップ(市域型、公園区)			←→	→

○令和7年度

項目	第一四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
公園協力金制度創出	←→	→	条例案作成	●条例制定
都市公園条例改正(ローカルルール)	←→	→	条例案作成	●条例改正
パークマネジメント計画策定	←→	→		
街路樹管理計画策定	←→	→		
審議会開催	●	●		
パブリックコメント実施		←→		
市民ワークショップ(モデル事業実践)	←→	→		
PMP周知、エリアプラットホーム構築			→	→

## 5 審議会の設置

計画策定にあたり、専門的な知見や市民の視点をもとに計画の充実を図るため、学識経験者4名(自然環境、緑化、まちづくり、子育て等)、関係行政機関の職員1名、市民団体2名、公募市民1名、計8名からなる「宝塚市パークマネジメント計画等審議会」を設置。

## 6 委員構成(案)

区分	分野	職・氏名
学識経験者	自然環境	
学識経験者	緑化	
学識経験者	まちづくり	
学識経験者	子ども・子育て等	
関係行政機関の職員	兵庫県	阪神北県民局 県民交流室
市民関係団体	花卉園芸団体	宝塚市花卉園芸協会
市民団体	緑化団体	櫻守の会
公募市民		5月広報募集、6月論文選考、7月辞令交付

## 7 今後の課題

### ・(仮称)市内関係部署協議会の設置

本計画は、都市を構成する重要な要素である「公園等と緑」の価値を市民の方々と共有し、協働と民間活力による「魅力のある都市(まち)づくり」につなげるための市のロードマップとして活用・情報発信することで、新たな市民サービスの創出等による新たな価値を創造し、市民生活の質の向上を図るものである。

本計画に基づき、各地区での取組みを推進するためには、価値共有のための市民・事業者との協働の場づくり、多様な価値を共創するためのエリアプラットフォームの構築が必要である。

エリアプラットフォームの一員となる市の役割として、都市(まち)づくりを見据えた幅広い視野での政策立案や多様な主体との協働・共創による価値の創造などのコーディネートを行う組織横断的な体制((仮称)市内関係部署協議会)の整備が必要である。

以上